



平成22年5月31日

各位

会社名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 小寺 浩
(コード番号 1898 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 菊地 隆
T E L 03 - 3434 - 3345

B種優先株式の内容の一部変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月31日開催の取締役会において、B種優先株式の内容の一部変更について決議し、平成22年6月29日開催予定の第61回定時株主総会および各種類株式に係る種類株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. B種優先株式の内容の一部変更

1. 変更の理由および内容

当社は、自己資本の充実と財務基盤の強化を図るため、平成17年8月11日開催の臨時株主総会において承認を受け、B種優先株式12,400,000株を発行いたしました。

このB種優先株式には、行使価額修正条項を付した普通株式を対価とする取得請求権および普通株式を対価とする取得条項を設けており、取得請求権の行使期間の末日までに取得請求権が行使されない場合には、その翌日をもって当社が全株式を取得し、その対価として定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することになっております。

平成22年3月31日現在、B種優先株式の発行済株式数は11,800,000株となっております。発行に際しての取締役会決議により、B種優先株式の取得請求権の行使期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日まで、また取得の対価として交付すべき普通株式数の算定方法は、取得する優先株式の払込金額(1株あたり500円)を転換価額(当初転換価額:50円、上限転換価額:当初転換価額の100%、下限転換価額:当初転換価額の60%)で除した数と定めておりますので、現行の内容のまま期間を経過した場合には平成23年4月1日までの間にB種優先株主に対し118,000,000株から196,666,666株の普通株式を交付することとなり、極めて短期間のうちに普通株式の大幅な希薄化が生じることになります。

このような普通株式の希薄化に係るリスクを軽減し、株主様をはじめとする関係者への影響について緩和を図るため、B種優先株式の内容を次のとおり変更するものであります。

- (1) 普通株式を対価とする取得請求権の行使可能期間を延長するとともに、その対価の算定方法について一部改定し、B種優先株式の取得に伴い想定される普通株式の最大希薄化率の抑制を図るものであります。なお、このたび下限転換価額を現行の「当初転換価額の60%」から「同80%」となる40円に引上げることにより、上記の最大希薄化率は152%から114%に抑制されます。
- (2) 普通株式を対価とする取得条項における対価の算定方法について、(1)と同様の変更を行うものであります。なお、(1)の変更に伴い、一斉取得日は平成28年4月1日に繰延べられます。
- (3) 今後、発行済株式の一部について金銭を対価とする取得を行うことも視野に入れ、取得の対価を現行の「払込金額の105%」から「同100%」となる500円に引下げるものであります。

2. 変更日

平成22年6月29日(予定)

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

前記、「I. B種優先株式の内容の一部変更」を目的として、現行定款第12条の2および第12条の3について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 平成22年6月29日(予定)

以上

(ご参考. 発行済優先株式の概要)

名 称	B種優先株式【現行】	B種優先株式【変更後】	A種優先株式
発行日	平成17年9月30日	平成17年9月30日	平成17年9月30日
発行価額	1株につき500円	1株につき500円	1株につき500円
発行株式数 (平成22年3月31日現在の発行残高)	12,400,000株 (11,800,000株)	12,400,000株 (11,800,000株)	6,000,000株 (6,000,000株)
発行総額 (平成22年3月31日現在の発行残高)	62億円 (59億円)	62億円 (59億円)	30億円 (30億円)
議決権	なし	なし	なし
普通株式を対価とする取得請求権 (転換請求権)	あり	あり	あり
(1) 転換請求期間	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成29年3月31日まで
(2) 当初転換価額	50円	50円	50円
(3) 転換価額の修正	転換の都度 下限: 当初転換価額の60% 上限: 当初転換価額の100%	転換の都度 下限: 当初転換価額の80% 上限: 当初転換価額の100%	転換の都度 下限: 当初転換価額の60% 上限: 当初転換価額の100%
普通株式を対価とする取得条項 (強制転換条項)	あり	あり	あり
(1) 転換時期	平成23年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日
(2) 転換価額	転換期間末日の転換価額	転換期間末日の転換価額	転換期間末日の転換価額
金銭を対価とする取得条項 (強制償還)	あり	あり	あり
(1) 取得の時期	いつでも可能	いつでも可能	平成20年10月1日以降 いつでも可能
(2) 取得の価額	1株当たり525円	1株当たり500円	1株当たり525円
金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)	なし	なし	あり
(1) 償還請求期間	—	—	平成18年7月1日から 平成28年7月31日までの 毎年7月1日から31日
(2) 償還価額	—	—	1株当たり525円
(3) 各事業年度償還限度額	—	—	「分配可能額」から2億円 を控除した額

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条²当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～4. (省 略)</p> <p>5. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換(A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう)を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その端数に相当する金銭の交付についてはこれを行わない。</p> <p>6. ～7. (省 略)</p>	<p>第12条²当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換(A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう。以下、<u>本条において同じ</u>)を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</p> <p>6. ～7. (現行どおり)</p>
<p>第12条³当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき<u>その払込金額に100分の105を乗じた金額</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条³当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき<u>500円</u>とする。</p>
	<p>2. <u>B種優先株主は、次の条件により、その有するB種優先株式の普通株式への転換(B種優先株式を取得し、その対価としてB種優先株式1株あたり下記(v)(e)に定める数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ)を請求することができる。</u></p> <p><u>(i) 転換を請求することができる期間</u> 平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p><u>(v) 転換の条件</u> B種優先株式は、上記(i)の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。</p> <p><u>(a) 当初転換価額</u> 当初転換価額は50円とする。</p> <p><u>(b) 転換価額の修正</u> 転換価額は、平成18年4月1日以降平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>2. 第12条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>までの各転換請求可能日において、B種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修正されるものとする（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する）。この場合、当該平均値が40円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が50円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「上限転換価額」という）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>(c) 転換価額の調整 B種優先株式発行後、一定の事由が生じた場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により転換価額を調整する。</p> <p>(d) 上限転換価額および下限転換価額の調整 上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により上限転換価額および下限転換価額についても調整を行う。</p> <p>(e) 転換により交付すべき普通株式数 B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、B種優先株主が転換請求したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてB種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>4. 第12条の2第1項、第2項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>